

大牟田市
第2次環境基本計画
2012～2021



平成24年3月

大牟田市

はじめに

大牟田市は、かつて我が国最大の出炭量を誇る三井三池炭鉱を擁し、石炭産業の興隆とともに、石炭、石炭化学、機械工業、非鉄金属を基幹産業として発展してきました。

一方、その発展過程においては、工場・事業場からのばい煙による大気汚染や、工場排水などによる水質汚濁といった公害問題が生じ、3,000人を超える呼吸器疾患などの健康被害者を出す深刻な状況となりました。

このような状況でありましたが、本市では、市民、事業者、行政それぞれが環境問題に取り組むことにより、公害を克服することができました。

さて、今日の環境問題は、地球の温暖化やオゾン層の破壊による紫外線の影響あるいは資源・エネルギーの枯渇など地球規模で解決すべきものから、私たちの日常生活から出るごみや生活排水、車による排出ガスの問題など多岐に渡っております。

これらの問題の解決には、私たち一人ひとりが、それぞれの得意分野における発想や工夫を発揮して、互いに協働し、自主的・積極的に、良好な環境の保全及び創造を進めていく社会づくりが必要です。

このような中、本市の「大牟田市総合計画 2006～2015」が描く「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の3つの都市像を環境面から捉え直し、目指す環境像を「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた」とする「大牟田市第2次環境基本計画」を策定しました。

この基本計画は、環境の世紀と言われる21世紀の本市の環境づくりに当たり、市としての環境に対する基本的なあり方、考え方等を皆様に明らかにするとともに、市民、市民活動団体、事業者、さらに行政がそれぞれの立場で主体的に参加し、取り組み、行動するためのみちしるべとなる総合的な計画であります。

今後、この基本計画に掲げております「発想、そして工夫、みんなで創る環境都市、おおむた」を実現するため、市民の皆様との強力なパートナーシップを築き上げ、地球環境にも貢献できるような美しく快適な環境都市おおむたを創造していくとともに、それを将来の世代へ引き継いでいけるよう全力を傾注してまいります。

最後になりましたが、計画策定に当たり、熱心にご審議いただきました環境審議会の皆様をはじめ、市民・事業者意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様並びに関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

大牟田市長 古賀 道雄



もくじ

第1章 大牟田市第2次環境基本計画とは

-1. 計画改訂の背景	2
1.大牟田市の現状	2
2.大牟田市環境基本計画について	3
3.計画の改訂にあたって	4
-2. 計画策定の目的	5
-3. 計画の基本的事項	6
1.計画の位置付け	6
2.計画の対象期間	6
3.計画の対象地域	7
4.計画の対象範囲	7
5.計画の構成	8

第2章 大牟田市がめざす環境の将来像

-1. 大牟田市のめざす環境像	10
1.めざす環境像	10
2.基本方針	12
3.実現にむけたそれぞれの役割	13

第3章 施策体系と数値目標

-1 基本方針と施策の柱	16
-2 みちしるべの設定	18
1. 「安全で安心な社会」 へのみちしるべ	18
2. 「低炭素社会」 へのみちしるべ	19
3. 「循環型社会」 へのみちしるべ	19
4. 「自然共生社会」 へのみちしるべ	19
5. 「みんなで創る環境都市」 へのみちしるべ	19

第4章 施策の展開 ～おおむたエコビジョン 2012～

-1 基本方針1；安全で安心な社会の実現	22
1.大気環境の保全	22
2.水環境の保全	24
3.騒音・振動及び悪臭対策	26
4.化学物質への対応	28
-2 基本方針2；低炭素社会の実現	30
1.地球温暖化対策	30
-3 基本方針3；循環型社会の実現	32
1.リサイクルの推進と廃棄物対策	32
-4 基本方針4；自然共生社会の実現	34
1.緑地・里山の保全	34
2.水辺の保全	36
3.生態系の保全	38
-5 基本方針5；みんなで創る環境都市の実現	40
1.景観の保全	40
2.歴史・文化遺産の保護	42
3.環境保全活動の輪づくり	44

第5章 計画の推進に向けて

-1 計画を進めるために…	48
1.計画の推進体制	48
2.計画の進行管理	49

第1章

大牟田市 第2次 環境基本計画とは

この章では、計画策定の背景や趣旨、計画の位置付けや対象期間など、大牟田市第2次環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を示しています。



1. 大牟田市の現状

大牟田市の総面積は 81.55 平方キロメートルであり、北部から東部にかけて甘木山（91メートル）、稲荷山（181メートル）、上徳山（258メートル）、大間山（225メートル）、三池山（388メートル）、高取山（131メートル）等の低山が連なり、中央部から西部の干拓地へと有明海へ向かって平野が広がっています。



一方、河川は東部の低山地域を源流として、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川の4本の二級河川が有明海へと注いでいます。西部の臨海部には干潟が見られるほか、沖合いには初島、三池島の人工島があります。

気候は、年平均気温 15～16℃、年間降水量 1,900mm 前後の内陸型気候区に属しています。この気候を利用し栽培されるみかんは大牟田市の特産品となっています。

人口は昭和 30 年代半ばに 21 万人近くにまで達しましたが、以降、減少を続け、平成 23（2011）年現在、12 万人台前半となっています。当初、人口減少が始まった要因は、基幹産業の衰退等により転出が転入を上回る社会減によるものでしたが、平成元（1989）年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の影響も加わり、人口減少と高齢化が進行しています。

20 世紀以降の大牟田市は、石炭産業を中心とする鉱工業都市として日本の発展を支えてきました。その一方で公害が起こり、市民や事業者の努力によってその多くを克服してきましたが、未だ解決されていないものもあります。また、大量生産や大量消費など近年のライフスタイルの変化によって、地域のみならず地球規模での新たな環境問題も生じています。

2. 大牟田市環境基本計画について

本市では、平成 14 年 3 月に市の環境保全の基本理念となる『大牟田市環境基本条例』を制定し、この条例に基づき平成 23 年度までの 10 年計画として『大牟田市環境基本計画』を策定しました。

これまでの取り組みで、大牟田リサイクル発電所、大牟田市エコサンクセンター、大牟田市リサイクルプラザ、大牟田市東部環境センターなどの施設の整備や、ごみの有料指定袋・指定シール制度の導入や緑の基本条例の制定など、新たな施設・制度の導入について大きく前進しました。

またこの間、バイオマス混焼発電やメガソーラー発電、バイオマス水素など新エネルギー産業の誘致や大牟田エコタウンへの環境・リサイクル産業の集積も進みました。

一方では、環境評価活動プログラムを導入する事業所数や、環境活動団体数は伸び悩んだり減少傾向にあるなど、市民、市民団体、事業者、市におけるエコ行動（環境を守り、より良い環境をつくるための行動）のひろがりはまだ十分とはいえません。

市民、市民団体、事業者及び市の各主体がそれぞれの得意分野における発想や工夫を発揮して、互いに協働し、自主的・積極的に、良好な環境の保全及び創造を進めていく社会づくりが課題となっています。



大牟田市環境基本計画（平成 14 年 3 月策定）

●めざす環境都市像 循環と創造 快適環境都市 おおむた

《取組の基本理念》

《分野ごとの環境目標》

循 環

【目標1】全ての人ライフスタイルを循環型に転換する

共 生

【目標2】山と里地の自然を再発見し、自然と調和した行動をする

【目標3】海や川の多様な価値に気づき水と水辺を再生する

創 造

【目標4】まちの快適要素を増やし、快適阻害要素を減らす

【目標5】公害や新たな環境問題に対応し、環境汚染をなくす

参 加

【目標6】全ての人環境について学び、

行動しやすいまちの雰囲気を作る

協 働

【目標7】周辺自治体との共有課題への一体的取組や

国際協力をする

3. 計画の改訂にあたって

平成 14 年 3 月の大牟田市環境基本計画策定以降、国では「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」をサブテーマとした『第 3 次環境基本計画』が平成 18 年 4 月に閣議決定され、今後の我が国における環境政策の展開の方向として「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などが示されました。

また、平成 19 年 6 月に閣議決定された『21 世紀環境立国戦略』では、21 世紀に人類が直面する最大の試練として、気候変動問題という「地球温暖化の危機」、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による「資源の浪費による危機」、開発などの人間活動による生物多様性の大幅な喪失という「生態系の危機」を『3 つの危機』として挙げています。持続可能な社会を構築するためにこの 3 つの危機に対し求められるのは「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現であり、これらを国内外の幅広い関係者の参加と協働のもと、一人ひとりの取組の輪を広げていくことが重要であると提言されています。

一方、本市では、平成 18 年 3 月に『大牟田市総合計画 2006～2015』を策定し、「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の 3 つの都市像の実現をめざしています。

平成 23 年 3 月には、前期基本計画期間（平成 18 年度～22 年度）の情勢変化や時代の潮流を踏まえ、「市民生活の安定と質の向上」、「交流人口の拡大」、「生活圏域の一体的な発展」の 3 つの視点に留意した後期基本計画が策定されました。

これまで進めてきた環境基本計画の基本的な方向を引き継ぎながら、これらの背景を踏まえ、『大牟田市環境基本条例』に基づき『大牟田市第 2 次環境基本計画』を策定します。



大牟田市総合計画 2006～2015 （平成 18 年 3 月 基本計画策定）

●キャッチフレーズ やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた

●3 つの都市像

1.いこい、やすらぐ安心都市 / 2.活力と創意にあふれる産業都市 / 3.市民と歩む自立都市

●施策の大綱

1) 産業の振興 2) 都市基盤の整備 3) 生活環境の整備

2 計画策定の目的

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていくうえでの指針であるとともに、市民、市民団体、事業者、市の各主体が担うべき役割を明らかにするものです。

『大牟田市第2次環境基本計画』は、市の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、『大牟田市環境基本条例』の基本理念に基づいて環境の保全及び創造に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。



●目的（第1条）

この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

●基本理念（第3条）

1. 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
2. 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。
3. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

●環境基本計画（第8条）

1. 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
2. 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3. 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくために必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

3 計画の基本的事項

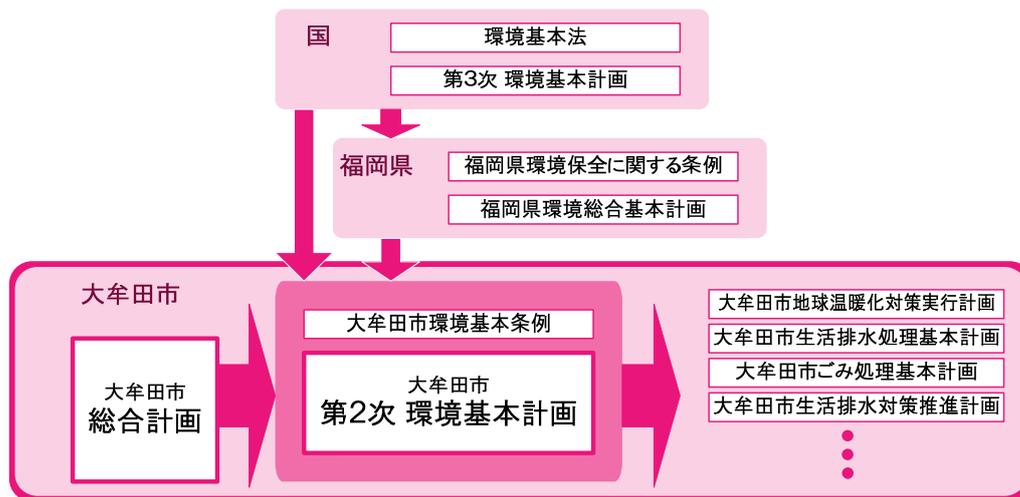
1. 計画の位置付け

『大牟田市第2次環境基本計画』は、『大牟田市環境基本条例』第8条に基づいて、本市のめざす環境像や分野ごとの目標、施策の大綱、配慮指針等について定める環境分野におけるマスタープランです。

なお、各分野における具体的な取組については、年度ごとに取りまとめる事業計画において明らかにしていきます。



大牟田市環境基本計画体系図



2. 計画の対象期間

計画の期間 ; 平成 24 年度(2012 年度)から平成 33 年度(2021 年度)

本計画の対象期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間とします。なお、環境や社会情勢の変化に適切に対応し、必要に応じて見直しを図っていきます。



3. 計画の対象地域

計画の地域；大牟田市全域

本計画の対象とする地域は、本市全域です。なお、市の環境は、周辺自治体とのかかわりも強く、課題によっては、国・県や関係自治体と協力して取り組んでいきます。

4. 計画の対象範囲

計画の範囲；生活環境、自然環境、文化環境、地球環境及び社会環境の各分野

本計画が対象とする環境は、生活環境、自然環境、文化環境、地球環境及び社会環境の各分野です。私たちのライフスタイルや身近な自然や地域から地球規模での環境まで、幅広く捉えていきます。

なお、計画を実効性のあるものとするためには、あらかじめ策定する施策の対象範囲を整理しておく必要があります。そこで本計画の対象範囲は、おおむね以下のとおりと設定します。



大牟田市環境基本計画の対象範囲

生活環境

産業公害及び都市生活型公害の防止と廃棄物対策を目的とします。



典型的公害指標
(大気/水質/土壌/騒音/
/振動/悪臭/地盤沈下)
廃棄物・リサイクル
など

自然環境

健全な自然環境を保全し、生物の生息・生育環境の保全と回復を目的とします。



緑地、水辺
生物(動植物)
など

文化環境

景観保全、歴史・文化遺産の保護などによる快適なまちづくりを目的とします。



景観、
歴史・文化
など

地球環境

地球規模の環境問題に対処すべく、国際的な取組へ協力・実践していくことを目的とします。



地球温暖化、
光化学オキシダント
など

社会環境

持続可能な環境保全活動に取り組める仕組みづくりを目的とします。



環境教育
環境保全活動
など

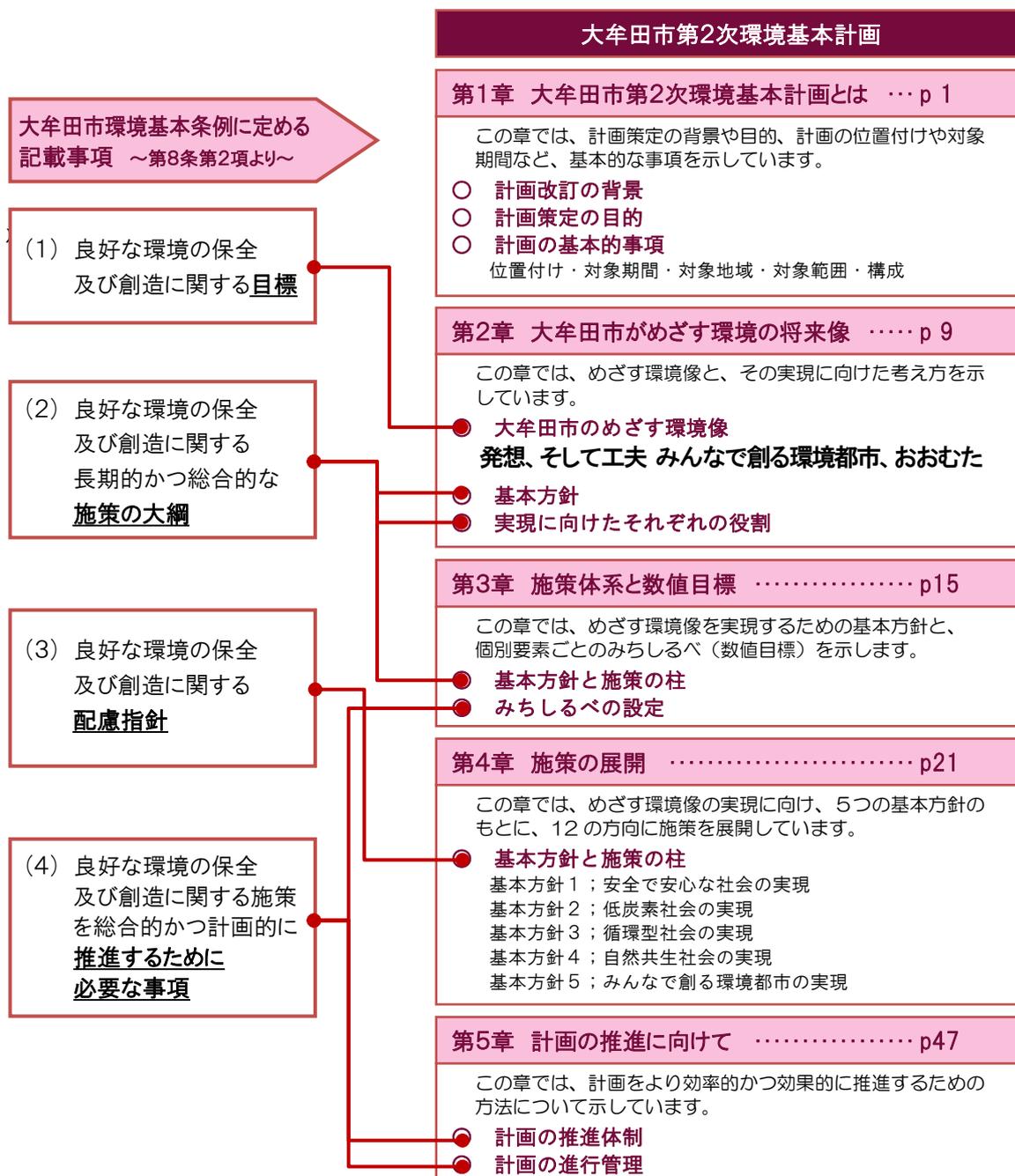
5. 計画の構成

本計画の構成は、計画の基本事項、めざす環境像、施策体系と数値目標、施策の展開、計画の推進の5章とします。

各章と大牟田市環境基本条例が規定する環境基本計画に定める事項との関係は以下のとおりです。



大牟田市第2次環境基本計画の構成と大牟田市環境基本条例の関係



第2章

大牟田市がめざす 環境の将来像

この章では、大牟田市のめざすべき環境像と、その実現に向けた考え方を示しています。



1 大牟田市のめざす環境像

1. めざす環境像

上位計画である大牟田市総合計画 2006～2015 では、『やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた』をキャッチフレーズに、3つの都市像

- いこい、やすらぐ安心都市
- 活力と創意にあふれる産業都市
- 市民と歩む自立都市

の実現に向けて、市民とともに積極的なまちづくりを進めています。

本計画では、これを環境面から捉えなおし、大牟田市第2次環境基本計画の「めざす環境像」を次のとおり定めます。

発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた

- “活力と創意にあふれる産業都市”として、
ゆたかな『発想、そして工夫』を…

本市では、にぎわいと活力あるまちづくりを目指して、伝統であるモノづくり文化を大切にしながら、時代に合った産業の展開と活性化を懸命に進めることにより、働く人々が生きがいと喜びにあふれた『活力と創意にあふれる産業都市』の実現に取り組んでいます。

市民の豊かな生活と都市の発展を支え、活力を生み出す源泉は多様でバランスのとれた産業活動にあり、環境分野では、従来から推進している環境・リサイクル産業の育成や工業団地への積極的な企業誘致を今後も進めていきます。

また、地域レベルから地球規模まで、幅広い環境問題への関心が高まる中、市民や市民団体、事業者の豊かな発想、そして工夫により、時代変化に柔軟に対応し得るまちづくりに取り組むことをめざします。



●“市民と歩む自立都市”を『みんなで創る』

本市では、市民一人ひとりのまちづくり活動による個性豊かな持続性のある地域社会の構築と、お互いに協力し合う「協働」によるまちづくりを推進し、『市民と歩む自立都市』の実現に取り組んでいます。



魅力あるまちづくりには、本来その土地が持つ自然の恵みや都市の機能、生活環境の充実などのほかに、そのまちに住む人びとが故郷に対する愛着と誇りを持ち、自らまちづくりへ主体的にかかわる原動力となることが重要です。

そこで環境分野では、市民一人ひとりが自分たちの住むまちの歴史や文化・風土を学び、“大牟田らしさ”についてみんなで考え、協働によりみんなで創る、持続可能な循環型の地域社会をめざします。

●“いい、安らぐ安心都市”へとつながる安全で安心な『環境都市』づくり

本市では、誰もがくつろげる、住み良い快適なまち「リビングタウン」を推進し、『いい、やすらぐ安心都市』の実現に取り組んでいます。



今後は、地域に根ざした福祉や教育・文化をはじめとして、防災や防犯、環境面において安心・安全な地域づくりの取組みを、市民、各種団体、行政等が一体となって進めることが必要です。これにより、誰もが住み慣れた地域の中で、人としての尊厳をもって生き生きと自立した生活を送れる社会が形成されます。

また、本来地域が持つ市民共通の財産である自然の恵みを十分に満喫できる環境の整備も重要です。

そこで環境分野では、森・川・海の自然と調和したまちづくりや都市基盤・生活環境の整備を推進するとともに、日常生活に対する豊かさや安心・安全を誰もが実感し、次世代へとつなぐ環境都市の実現をめざします。

2. 基本方針

今後は「めざす環境像」の実現に向けて、次の5つを基本方針として掲げ、施策や取組を推進していきます。



「めざす環境像」実現に向けた5つの基本方針

《基本方針1》

安全で安心な社会の実現

かつて大牟田地域は石炭産業の興隆とともに、石炭、石炭化学、機械工業、非鉄金属工業を基幹産業として発展してきました。その発展過程において、大気汚染や水質汚濁などの公害問題が生じ、3,000人を超える市民に呼吸器疾患などの健康被害が発生しましたが、原因となった公害問題は公害防止計画等の推進によりおおむね改善されてきています。公害問題を未然に防止するという点に着目すれば、過去の公害問題の改善や克服の経験を活かし、大気質や水質の継続的な監視と指導・啓発などの必要な対策が早期に講じられる「安全で安心な社会」の構築が必要です。

《基本方針2》

低炭素社会の実現

地球温暖化問題への対応と化石エネルギー資源制約からの脱却という点に着目すれば、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」に向けた取組が必要です。

【めざす環境像】

発想、そして工夫

みんなで創る環境都市、おおむた

《基本方針3》

循環型社会の実現

資源の採取や廃棄に伴う環境負荷に着目すれば、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」を目指した取組が必要です。

《基本方針4》

自然共生社会の実現

人類の生存基盤である生態系を守るという観点からは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築が必要です。

《基本方針5》 【みんなで創る環境都市の実現】

地域の特徴を活かしながら、地域が責任を持ってまちづくりを進める自立都市の観点からは、市民や行政などまちづくりに関わる各主体が、それぞれ自主的に行動し、お互いに尊重し合いパートナーとして連携し、役割を分担しながら、地域環境を活かしたまちづくりを進める社会の構築が必要です。

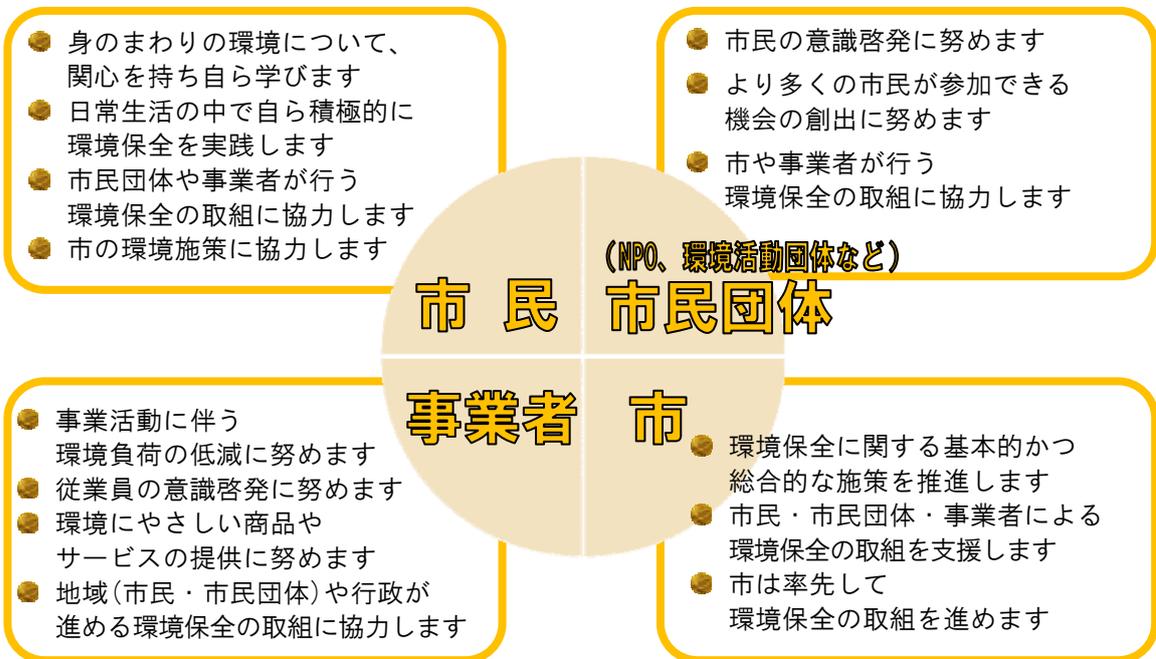
3. 実現にむけたそれぞれの役割

大牟田市環境基本条例では、基本理念において「良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない」と規定されています。

大牟田市第2次環境基本計画では、市民、市民団体、事業者、市の4つの主体が互いに協働しながら自主的・積極的にその役割を推進していくことが必要です。



それぞれの役割



「市民団体」と市民活動団体、環境活動団体について

大牟田市環境基本計画（平成14年3月策定）では、4つの主体を市民、市民活動団体、事業者、行政（市）としていました。このうち「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体を指し、環境の保全と創造のための活動を企画し、実施することなどが期待される主体として位置づけられていました。

本市は、大牟田市市民活動促進指針（平成17年4月策定）において、市民活動とは「市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組み、もって公益の増進を図る、営利を目的としない活動」と定義し、市民活動を目的とする団体を市民活動団体とよんでいます。

第2次環境基本計画においては、市民活動を目的とする団体以外であっても、環境保全の取組などへ関わることが期待されるとの観点から、これまで市民活動団体としていた主体のよび方を「市民団体」とすることとします。

また、本計画では、環境保全活動を「地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、その他の環境保全（良好な環境の創造を含む）を主たる目的として自発的に行われる活動」と定義し、環境保全活動を目的とする団体を環境活動団体とよぶこととします。



大牟田市民憲章 (昭和 57 年 7 月 21 日制定)

私たちは、三池（みいけ）山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。

私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田の町をきずくため、この憲章を定めます。

- 1. 活気ある豊かな町にしましょう。
- 1. 自然と調和したきれいな町にしましょう。
- 1. 教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。
- 1. 親切的な、心あたたかい町にしましょう。
- 1. きまりを守り明るい町にしましょう。

大牟田市は、福岡県の南部、九州のほぼ中心に位置し、東はなだらかな稜線の山々が連なり、西は有明海に面している温暖な気候のまちです。大正 6 年 3 月に市制を施行し、平成 19 年で市制施行 90 周年を迎えました。

《大牟田市の特色》

●人口及び世帯数 (平成 23 年 1 月 1 日現在)

125,764 人 (男 57,689 人, 女 68,075 人) / 57,024 世帯

●総面積

81.55 km²

●就業者数 (平成 17 年国勢調査)

53,248 人

(第 1 次産業; 1,300 人 / 第 2 次産業; 14,224 人 / 第 3 次産業 37,109 人 / その他(分類不能の産業) 615 人)

●市の木, 市の花 (昭和 58 年 3 月制定)



くぬぎ



やぶつばき

●宣言・憲章

- ・交通安全都市宣言 (昭和 37 年 3 月 15 日)
- ・暴力追放都市宣言 (昭和 39 年 8 月 2 日)
- ・大牟田市民憲章 (昭和 57 年 7 月 21 日制定)
- ・核兵器廃絶平和都市宣言 (昭和 60 年 12 月 8 日)
- ・スポーツ都市宣言 (平成 2 年 7 月 6 日)
- ・いきいき大牟田長寿のまち憲章 (平成 6 年 9 月 12 日制定)

第3章

施策体系と数値目標

この章では、大牟田市第2次環境基本計画の推進により、めざす環境像の実現を果たすための基本方針と、個別要素ごとのみちしるべ（数値目標）を示します。



1 基本方針と施策の柱

【めざす環境像】

発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた

【5つの基本方針】

【基本目標】

基本方針
1

安全で安心な社会の実現

1. 大気環境の保全

空気がきれいで健やかに暮らせるまちをめざします

2. 水環境の保全

水がきれいで健やかに暮らせるまちをめざします

3. 騒音・振動及び悪臭対策

静かで暮らしやすいまちをめざします

4. 化学物質への対応

化学物質による環境リスクの小さいまちをめざします

基本方針
2

低炭素社会の実現

1. 地球温暖化対策

まちから排出される温室効果ガスの削減をめざします

基本方針
3

循環型社会の実現

1. リサイクルの推進と廃棄物対策

3Rを心がけ、無駄のないまちをめざします

基本方針
4

自然共生社会の実現

1. 緑地・里山の保全

緑を守り、つくり、共に生きる、みどりあふれるまちをめざします

2. 水辺の保全

うるおい豊かな水辺があるまちをめざします

3. 生態系の保全

人と自然が共生するまちをめざします

基本方針
5

みんなで創る環境都市の実現

1. 景観の保全

魅力ある景観のまちをめざします

2. 歴史・文化遺産の保護

先人が積み重ねてきた歴史・文化の薫るまちをめざします

3. 環境保全活動の輪づくり

環境パートナーシップの輪が広がるまちをめざします

めざす環境像を達成するための5つの基本方針のもとに、12の基本目標と柱となる施策を示します。

【柱となる施策】

大気環境の継続的な監視を進めます / 事業活動にともなう大気の汚染を防止します
/ 交通にともなう大気の汚染を防止します

水環境の継続的な監視を進めます / 事業活動にともなう汚濁を防止します
/ 生活排水による汚濁を防止します / 良好な水環境を保全します

音環境の継続的な監視を進めます / 事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます
/暮らしにともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます / 交通にともなう騒音・振動対策を進めます

化学物質の適正使用・適正管理を進めます

低炭素型のまちづくりを進めます / 省エネルギーを進めます / 新エネルギーの利用を進めます

3R(Reduce 減らす・Reuse 再使用する・Recycle 再利用する)を進めます / 廃棄物の適正処理を進めます

里地里山を保全します / 地域の緑化を進めます / 緑とのふれあいを大切にします

良好な水辺環境を保全します / 水辺とのふれあいを大切にします

動植物の生息・生育状況の把握を進めます / 貴重な動植物の生息・生育環境を保全します
/ 生物多様性を保全します

景観を活かしたまち並みづくりを進めます / まちの美化活動を進めます

歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

地域の環境について学びを進めます / 地域の環境の担い手づくりを進めます
/ 地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

2 みちしるべの設定

みちしるべの役割

本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、めざす環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年達成すべき数値目標を合わせて『みちしるべ』として定めます。



1. 「安全で安心な社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●大気環境基準『浮遊粒子状物質』の達成率 →平成22年度の達成率；22%	100%
●大気環境基準『光化学オキシダント』の達成率 →平成22年度の達成率；0%	100%
●大気環境基準『有害大気汚染物質』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
●大気環境基準『PM2.5(微小粒子状物質)』の達成率 →平成24年度から測定開始予定	100%
●大気環境基準『ダイオキシン類』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
●水質環境基準『健康項目』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
●水質環境基準『BOD(生物化学的酸素要求量)』の達成率 →平成22年度の達成率；55.6%	100%
●水質環境基準『ダイオキシン類』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
○生活排水処理率 →平成22年度現在 生活排水処理率；50.8%	81.2%
●騒音環境基準『道路に面する地域』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%

備 考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

2. 「低炭素社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○家庭用太陽光発電システム設置数 →平成 22 年度現在 家庭用太陽光発電システムの設置数；961 基	2,700基
○家庭 1 世帯のCO ₂ (二酸化炭素)排出量の削減率 →平成 19 年度現在 民生家庭部門における CO ₂ 排出量；3.1t-CO ₂ /世帯	6.5%

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

3. 「循環型社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○市民 1 人あたりの収集可燃ごみ排出量 →平成 22 年度現在 収集可燃ごみ排出量；578g/人・日	570g/日
●一般廃棄物の資源化量 →平成 22 年度の一般廃棄物資源化量；6,630t/年	7,000t/年

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

4. 「自然共生社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●市内で確認できる絶滅危惧種の種数 →平成 22 年度の絶滅危惧種の確認種数；14 種	20種
○市内の全河川全延長のうち環境に配慮した護岸の整備割合 →平成 22 年現在 環境に配慮した護岸の整備割合；5.6%	10%
○市街化区域の良好な緑の保全にむけた保存樹・保存林の指定面積 →平成 22 年度現在 保存樹・保存林の指定面積；8.3ha	10.3ha

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

5. 「みんなで創る環境都市」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○環境活動評価プログラムへの参加事業所数 →平成 23 年 12 月現在；5 事業所	10事業所
○環境活動団体数 →平成 22 年度現在 環境活動団体数；14 団体	30団体
●環境学習講座などの開催回数 →平成 22 年度の環境学習講座開催数；273 回	365回/年

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

1. 「安全で安心な社会」へのみちしるべについて

- ▶ “環境基準の達成率”は、項目ごとに年間を通して環境基準を達成した地点数の、測定地点数に占める割合とする。
- ▶ “生活排水処理率”は、翌年度初め現在における下水道接続人口と浄化槽人口の和の、住民基本台帳人口に占める割合とする。なお、大牟田市生活排水処理基本計画に基づき、目標値は平成32年度までに達成するものとする。 [参考：平成22年度現在 生活排水処理率 50.8%]

2. 「低炭素社会」へのみちしるべについて

- ▶ “家庭用太陽光発電システムの設置数”は、各年度末現在において九州電力(株)に系統連系されている家庭用太陽光発電設備の設置数。 [参考：平成22年度現在 家庭用太陽光発電システムの設置数 961基]
- ▶ “家庭1世帯のCO₂排出量”は、大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において民生家庭部門の排出量として推計する方法に準拠して、平成19年度を基準年として算出するものとする。なお、大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、目標値は平成32年度までに達成するものとする。 [参考：平成19年度現在 民生家庭部門におけるCO₂排出量 3.1t-CO₂/世帯]

3. 「循環型社会」へのみちしるべについて

- ▶ 市民1人あたりの“収集可燃ごみ排出量”は、計画収集により収集した燃えるごみの量を10月1日現在の住民基本台帳人口で除したものを当該年度の日数で除した値とする。なお、大牟田市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は平成31年度までに達成するものとする。 [参考：平成22年度現在 収集可燃ごみ排出量 578g/人・日]
- ▶ “一般廃棄物の資源化量”は、計画収集及び自己搬入による資源物量と燃えないごみ及び不燃性の大型ごみにおける資源化量の和とする。 [参考：平成22年度の一般廃棄物資源化量 6,630t/年]

4. 「自然共生社会」へのみちしるべについて

- ▶ “市内で確認できる絶滅危惧種の種数”は、国または県のレッドデータブックに記載されている種のうち大牟田市自然調査研究会の調査結果や市民等からの情報提供により確認された種の数とする。 [参考：平成13年に本市がまとめた大牟田市自然環境調査報告書によると、国のレッドデータリスト(平成19年改訂版)に記載されている種のうち、植物12種、哺乳類2種、鳥類11種、両生類2種、昆虫類12種、水生生物8種(うち魚類8種)、海産生物17種(うち魚類6種)の計64種が確認されている]
- ▶ “環境に配慮した護岸の整備割合”は、累計整備延長の河川総延長に対する割合とする。 [参考：平成22年度現在 整備割合 5.6%(2408.5m)]
- ▶ “保存樹・保存林の指定面積”は、保存樹については樹木の垂直投影面積を100m²とし、保存樹の指定本数に100を乗じた値と保存林の指定面積の和とする。 [参考：平成22年度現在 保存樹・保存林の指定面積 8.3ha]

5. 「みんなで創る環境都市」へのみちしるべについて

- ▶ “環境活動評価プログラム参加事業所数”は、エコアクション21中央事務局が提供する認証・登録事業者のうち本市域にあるものの数とする。 [参考：平成23年12月現在5事業所]
- ▶ “環境活動団体数”は、環境保全活動を目的とする団体として本市が把握している数とする。 [参考：平成22年度現在 環境活動団体数 14団体]
- ▶ “環境学習講座などの開催回数”は、市役所各部局や市の社会教育施設や外郭団体等が実施する出前講座やイベント・行事などのうち、環境に関するものとして把握できた取組の回数とする。 [参考：平成22年度の環境学習講座開催数 273回]

第4章

施策の展開

～おおむたエコビジョン 2012～

この章では、めざす環境像の実現に向け、5つの基本方針のもとに、**12**の方向に施策を展開しています。



1 安全で安心な社会の実現

1. 大気環境の保全

施策展開の方向性

目標 空気がきれいいて健やかに暮らせるまちをめざします

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の監視強化を図ります。

大気汚染の主な発生源には、工場や事業所等の固定発生源と、自動車などの移動発生源があり、これらの負荷軽減を進めることで、空気がきれいいて健やかに暮らせるまちをめざします。

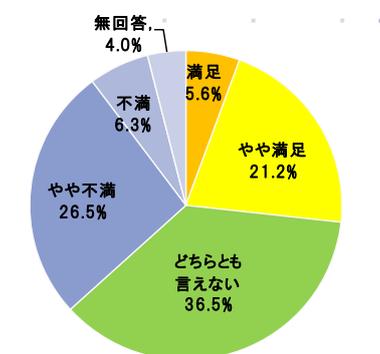


◆ 環境の現況

二酸化硫黄や降下ばいじん、浮遊粉じん中の重金属など、かつて本市で問題となっていた大気汚染の多くは、昭和60年代以降著しく改善しています。

しかし、光化学オキシダントは依然として環境基準を達成できていません。

(平成22年版おおむたの環境より)



▲ 「空気のきれいさ」に関する
市民の満足度

◆ 市民の満足度

平成23年6月に実施した市民アンケートの結果によれば、「空気のきれいさ」という観点での満足度(“満足”または“やや満足”と答えた市民の割合)は27%、“不満”もしくは“やや不満”と答えた市民の割合は33%でした。

施策の内容

● 大気環境の継続的な監視を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 大気質に関心を持ちます	▶ 大気質に関心を持ち、その啓発活動に努めます	▶ 大気質の監視・調査に協力します
市は…		
▶ 大気質の常時監視を行い、環境基準の達成状況や有害大気汚染物質による汚染状況を把握します		
▶ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます		

● 事業活動にともなう大気の汚染を防止します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません	▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません	▶ 法令等を遵守し、大気汚染の防止に努めます
▶ 敷地内や地域の緑化活動に努めます	▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却がされないように、啓発活動に努めます	▶ 施設や設備の適正管理により、大気汚染物質の排出量の削減に努めます
	▶ 地域の緑化活動に努めます	▶ 敷地内や地域の緑化活動に努めます
市は…		
▶ 発生源の監視・指導を徹底します		
▶ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます		
▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます		

● 交通にともなう大気の汚染を防止します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 低公害車や公共交通機関・自転車など、環境負荷が少ない移動手段の利用に努めます	▶ 低公害車や公共交通機関・自転車の利用など、環境負荷が少ない移動手段の普及啓発に努めます	▶ 低公害車の導入や公共交通機関・自転車による通勤など、環境負荷が少ない輸送手段の活用に努めます
▶ エコドライブに努めます	▶ エコドライブの普及啓発に努めます	▶ エコドライブに努めます
▶ 敷地内や地域の緑化活動に努めます	▶ 地域の緑化活動に努めます	▶ 物流の効率化に努めます
		▶ 敷地内や地域の緑化活動に努めます
市は…		
▶ 公用車へ低公害車の導入を進めます		
▶ 低公害車の普及啓発を進めます		
▶ エコドライブの普及啓発を進めます		
▶ 公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます		
▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます		

2. 水環境の保全

施策展開の方向性

目標 水がきれいいて健やかに暮らせるまちをめざします

水は、地表を流れる河川や海、大気中の雨や水蒸気、地中を流れる地下水とさまざまな形で循環しています。良好な水環境・水循環を保つには、河川だけでなく土壌や地下水の保全も重要です。

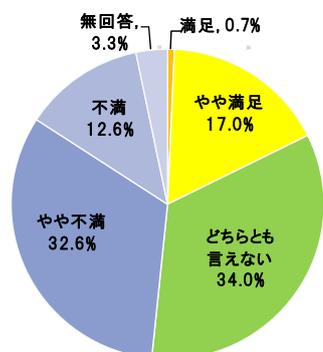
河川や地下水の水質や土壌の監視強化を図るとともに、生活排水や工場排水による河川の負荷軽減や有害物質による土壌・地下水汚染の防止対策を進めることで、水がきれいいて健やかに暮らせるまちをめざします。



◆ 環境の現況

昭和40年代に行われた排水基準強化などの法令整備や公害防止協定の締結により、工場排水が流入している大牟田川の水質は大幅に改善されました。しかし、その後も生活排水による水質汚濁が続き、市内河川の環境基準達成率は低い状況が続いています。

(平成22年版おおむたの環境より)



▲ 「水のきれいさ」に関する市民の満足度

◆ 市民の満足度

平成23年6月に実施した市民アンケートの結果によれば、「水のきれいさ」という観点での満足度(“満足”または“やや満足”と答えた市民の割合)は18%、“不満”もしくは“やや不満”と答えた市民の割合は45%でした。

施策の内容

● 水環境の継続的な監視を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質に関心を持ちます ▶ 水質保全活動に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質に関心を持ち、その啓発活動に努めます ▶ 水質保全活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質の監視・調査に協力します ▶ 水質保全活動に努めます
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質の常時監視を行い、環境基準の達成状況や汚染状況を把握します ▶ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、水質保全活動を進めます 		

● 事業活動にともなう汚濁を防止します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質に関心を持ちます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質に関心を持ち、その啓発活動に努めます ▶ 土壌汚染を防ぐための啓発活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法令等を遵守し、水質汚濁・土壌汚染の防止に努めます ▶ 施設や設備の適正管理により、水質汚濁物質の排出量の削減に努めます ▶ 水質保全活動に努めます
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発生源の監視・指導を徹底します ▶ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます ▶ 土壌汚染を防ぐための啓発を進めるとともに、汚染の解消を図ります 		

● 生活排水による汚濁を防止します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活排水対策に努めます ▶ 公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活排水対策について、啓発活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境に配慮した商品やサービスの提供に努めます ▶ 公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理に努めます
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「大牟田市生活排水処理基本計画」を進めます ▶ 「大牟田市生活排水対策推進計画」を進めます ▶ 発生源の指導・啓発を進めます ▶ 出前講座やパンフレットの作成など、生活排水対策について啓発を進めます ▶ 公共下水道や浄化槽の普及啓発を進めます 		

● 良好な水環境を保全します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に参加・協力します ▶ 家庭菜園などで使う農薬・化学肥料の適正使用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に努めます
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水と緑の環境フェアなど、水循環や水環境の保全について啓発を進めます 		

3. 騒音・振動及び悪臭対策

施策展開の方向性

目標 静かで暮らしやすいまちをめざします

騒音・振動や悪臭は、休養や睡眠など日常生活の妨げとなる身近な問題です。最近、近隣生活騒音や悪臭等のトラブルも発生しており、マナー向上など意識の啓発が重要です。

騒音・振動及び悪臭の主な発生源には、工場や事業所等の固定発生源と、自動車などの移動発生源があります。また、固定発生源の中には事業活動に伴うものと暮らしに伴うものがあります。

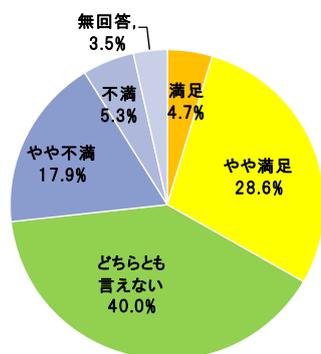


これらの総合的負荷軽減を進めることで、静かで暮らしやすいまちをめざします。

◆ 環境の現況

本市の騒音・振動環境は、大規模な工場群と住宅街が比較的近接している地域特性から、工場等の規制基準は遵守されているものの、環境基準の達成状況が不十分であるという課題があります。また、近年は、住宅街での近隣騒音や建設作業などによる一時的な騒音など、規制対象外の騒音に係る苦情が顕著となっています。

(平成 22 年版おおむたの環境より)



▲ 「まちの静かさ」に関する市民の満足度

◆ 市民の満足度

平成 23 年 6 月に実施した市民アンケートの結果によれば、「まちの静かさ」という観点での満足度(“満足”または“やや満足”と答えた市民の割合)は 34%、“不満”もしくは“やや不満”と答えた市民の割合は 23%でした。

施策の内容

● 音環境の継続的な監視を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 音環境に関心を持ちます	▶ 音環境に関心を持ち、その啓発活動に努めます	▶ 騒音・振動の監視・調査に協力します
市は…		
▶ 騒音・振動の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握します		
▶ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます		

● 事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 騒音・振動及び悪臭調査に協力します	▶ 騒音・振動及び悪臭調査に協力します ▶ 騒音・振動及び悪臭に関心を持ち、その啓発活動に努めます	▶ 法令等を遵守し、騒音・振動、悪臭の防止に努めます ▶ 施設や設備の適正管理により、事業活動に伴う騒音・振動、悪臭の抑制に努めます ▶ 住工混在地域での近隣への環境配慮に努めます
市は…		
▶ 工場や建設作業など、発生源の監視・指導を徹底します		
▶ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます		
▶ 公共施設において、施設や設備の適正管理により騒音・振動、悪臭を抑制します		
▶ 住工混在地域における近隣への環境配慮について、啓発や指導を進めます		

● 暮らしにともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 騒音・振動、悪臭を抑制し、近隣への環境配慮に努めます ▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません	▶ 騒音・振動、悪臭の抑制について啓発活動に努めます ▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません	▶ 環境に配慮した商品やサービスの提供に努めます ▶ 騒音・振動、悪臭を抑制する啓発活動に協力します ▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません
市は…		
▶ 騒音・振動、悪臭の抑制について啓発を進めます		

● 交通にともなう騒音・振動対策を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ エコドライブに努めます	▶ エコドライブの普及啓発に努めます	▶ エコドライブに努めます ▶ 物流の効率化に努めます
市は…		
▶ エコドライブの普及啓発を進めます		
▶ 公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます		

4. 化学物質への対応

施策展開の方向性

目標 化学物質による環境リスクの小さいまちをめざします

日常生活や事業活動では多くの化学物質が使われています。これらの化学物質の多くは、安全なものとは有害なものに二分することができません。

化学物質とうまくつきあっていくためには、その情報収集・管理・提供を行い、その環境リスクについての理解を深めることが重要です。さらに化学物質の適正使用・適正管理に努め、化学物質による環境リスクの小さいまちをめざします。



環境リスクとは？

私たちの身の回りには、金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、私たちの生活に無くてはならないものになっています。これらの製品やその原材料を作る際にも、さらにはそれらの製品が廃棄物となったものを処理する際にも、さまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されています。

化学物質が人や動植物に悪い影響を及ぼす性質のことを『有害性』といいます。

また、空気や河川・海などの環境に出された化学物質が、人や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のことを、化学物質の『環境リスク』と呼んでいます。

環境リスクの大きさは、有害性の程度とその化学物質を体に取り込む量（身体の中に入り込む量）によって決まります。

有害性の程度

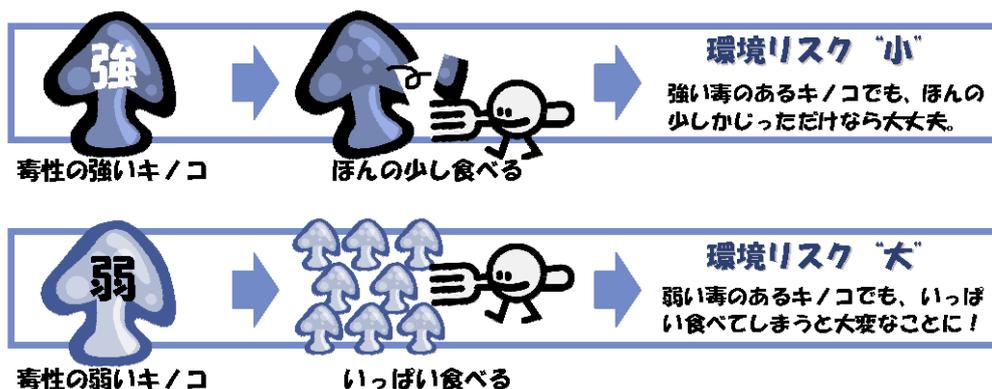
×

身体にとりこむ量

=

環境リスク

例えば…



施策の内容

● 化学物質の適正使用・適正管理を進めます

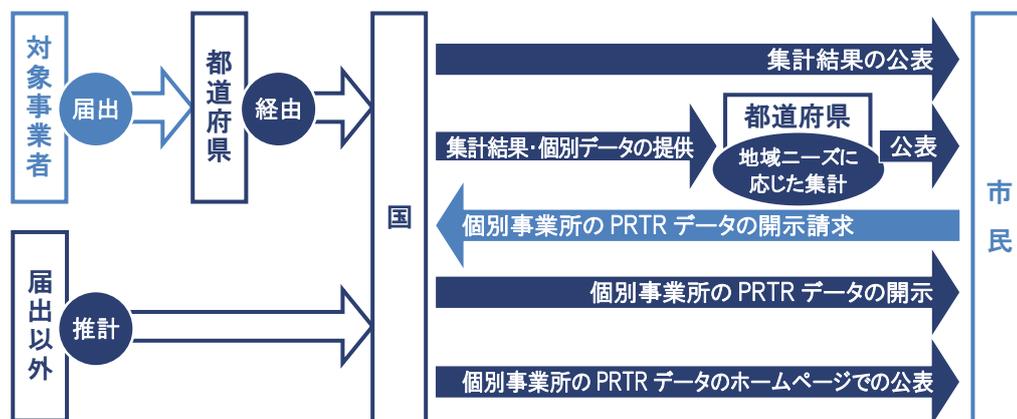
市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 化学物質について、正しい理解に努めます ▶ 農薬や化学肥料の適正使用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 化学物質について、正しい知識の普及啓発に努めます ▶ 農薬や化学肥料の適正使用、適正管理について、啓発活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取り扱う化学物質に関する情報の把握・公開に努めます ▶ 化学物質について、正しい情報の普及啓発に努めます ▶ 薬剤や廃棄物の適正利用、適正処理に努めます
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ PRTR 制度の活用等により、化学物質の環境リスクの把握を進めます ▶ 化学物質について、正しい情報の普及啓発を進めます ▶ 化学物質や農薬の適正使用、適正管理について啓発を進めます 		



PRTR 制度とは？

PRTR 制度とは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。

これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。



▲図 PRTR データの流れ

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。国は、そのデータを集計するとともに、届け出られた排出量以外に家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、それらのデータを合わせて公表します。

PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

施策の内容

● 低炭素型のまちづくりを進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地球温暖化問題とその対策について理解を深めます ▶ 地産地消に努めます ▶ 敷地内や地域の緑化活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地球温暖化問題やその対策について啓発活動に努めます ▶ 地産地消の普及啓発に努めます ▶ 地域の緑化活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地球温暖化問題やその対策について啓発活動に努めます ▶ 環境評価プログラムの導入に努めます ▶ 地産地消に努めます ▶ 敷地内や地域の緑化活動に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「大牟田市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、地域の温暖化対策を計画的・総合的に進めます ▶ 環境家計簿の普及啓発を進めます ▶ 環境評価プログラムの普及啓発を進めます ▶ 公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます ▶ 環境・リサイクル技術の研究開発を支援します ▶ 地場農作物や水産物の地産地消を進めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます ▶ 公共施設における雨水の再利用を進めます 		

● 省エネルギーを進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省エネルギー型の行動に努めます ▶ 省エネルギー性能が高い機器を選択するよう努めます ▶ 低公害車や公共交通機関・自転車など、環境負荷の小さい移動手段の利用に努めます ▶ エコドライブに努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省エネルギー型のライフスタイルの普及啓発に努めます ▶ エコドライブの普及啓発に努めます ▶ 低公害車や公共交通機関・自転車など、環境負荷の小さい移動手段の普及啓発に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省エネルギー性能が高い機器や設備の導入に努めます ▶ 省エネルギー型製品の製造・販売・購入に努めます ▶ 低公害車の導入や、公共交通機関・自転車による通勤など、環境負荷の小さい輸送手段の活用を努めます ▶ エコドライブに努めます ▶ 物流の効率化に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「大牟田市地域省エネルギービジョン」に基づいて、地域の省エネルギー対策を計画的・総合的に進めます ▶ 省エネルギーの普及啓発を進めます ▶ 公共施設への省エネルギー性能が高い機器や設備の導入を進めます ▶ 長期優良住宅の普及啓発を進めます ▶ 公用車へ低公害車の導入を進めます ▶ 低公害車の普及啓発を進めます ▶ エコドライブの普及啓発を進めます 		

● 新エネルギーの利用を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽光発電など、新エネルギーの導入に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽光発電など、新エネルギーの普及啓発に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽光発電など、新エネルギーの導入に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽光発電など、新エネルギーの普及啓発を進めます ▶ 公共施設への太陽光発電など新エネルギーの導入を進めます 		

3 循環型社会の実現

1. リサイクルの推進と廃棄物対策

施策展開の方向性

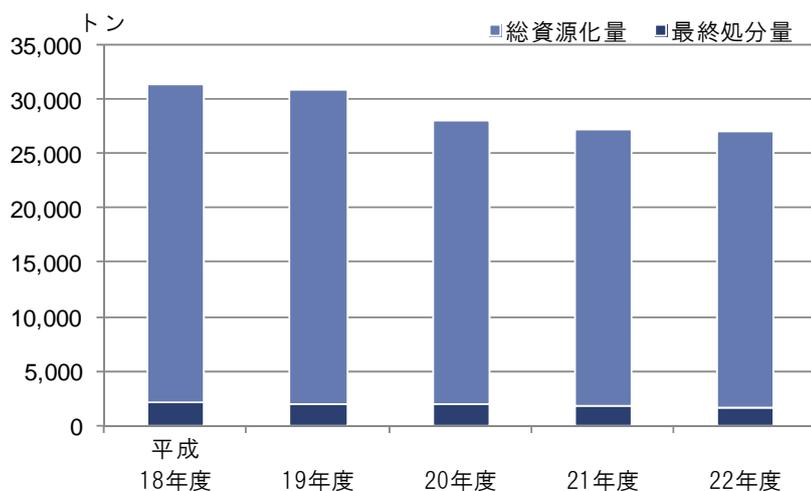
目標 3Rを心がけ、無駄のないまちをめざします

限りある資源を有効に利用するためには、新しい技術力や製品開発も必要ですが、その技術を使う「人間」がとる行動はより重要です。物質的な豊かさや利便性を求めて大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたライフスタイルの見直しが求められています。3Rを心がけ、無駄のないまちをめざします。

◆ 環境の現況

本市におけるごみ処理については、「大牟田市ごみ処理基本計画」と毎年度策定する「大牟田市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、市内全域において計画収集を行っています。

最終処分量は減少傾向にあり、平成22年度で1,616トンとなっています。また、総資源化量は総排出量の減少に伴い、同じく減少傾向にあり、平成22年度で25,285トンとなっています。



▲ ごみ処理総量(総資源化量+最終処分量)の推移

施策の内容

● 3R(Reduce 減らす・Reuse 再使用する・Recycle 再利用する)を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3R への理解を深め、ごみの減量・リサイクルに努めます ▶ 必要なものだけを購入し、ごみの発生抑制に努めます ▶ 不要になったものをすぐにはごみとせず、再使用に努めます ▶ コンポストなどごみの資源化や減量化に努めます ▶ 資源の集団回収に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3R への理解が深まるよう、啓発活動に努めます ▶ 資源の集団回収の促進に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法令等を遵守し、廃棄物の減量化、再生利用に努めます ▶ 商品の過剰包装を自粛するなど、事業活動に伴い発生する廃棄物を抑制するよう努めます ▶ 原材料への再生資源などの活用に努めます ▶ エコマーク商品など環境負荷が少ない製品の製造・販売・購入に努めます ▶ 製造したものの回収・リサイクルに努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「大牟田市ごみ処理基本計画」を進めます ▶ ごみの減量や分別など、3Rの指導・啓発を進めます ▶ 資源物の集団回収を進めます ▶ グリーン購入の推進などにより、環境への負荷が少ない製品の普及啓発を進めます ▶ 環境・リサイクル関連企業の誘致を進めます ▶ 環境・リサイクル技術の研究開発を支援します 		

● 廃棄物の適正処理を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物の適正な分別と排出マナーの向上に努めます ▶ 資源の集団回収に協力します ▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物の適正な分別と排出マナーについて、啓発に努めます ▶ 資源の集団回収促進に努めます ▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却が実施されないよう、啓発活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法令等を遵守し、廃棄物の適正な分別と保管・運搬・処理に努めます ▶ 野焼きなど屋外での廃棄物焼却は実施しません
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 産業廃棄物適正処理の監視・指導を徹底します ▶ 野焼きなど屋外焼却の指導・啓発を進めます ▶ 公共工事における建設資材や廃材のリサイクルを進めます 		



4 自然共生社会の実現

1. 緑地・里山の保全

施策展開の方向性

目標 緑を守り、つくり、共に生きる、みどりあふれるまちをめざします

緑地は、木材など林産物を供給する役割だけでなく、都市の気候緩和や生物多様性の確保、水源の涵養、二酸化炭素の吸収源などとして、多面的かつ公益的機能があり、それらは人々の生活と深くかかわっています。

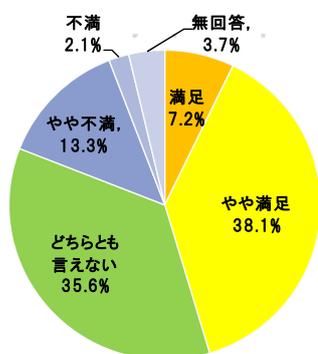


「緑の基本計画」を基本として、「緑を守る」、「緑をつくる」、「緑と共に生きる」をキーワードに、森林や里山への理解を深め、適正な管理を進めるとともに、市域に残された緑地の保全と確保を進めることで、みどりあふれるまちをめざします。

◆ 環境の現況

本市には、北部の甘木山から東部は稲荷山、上徳山、大間山、三池山、高取山などの標高約100～400メートルの低山地帯が連なり、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川の二級河川が東部の低山地帯から西部の有明海へと流れこんでいます。

市内には、豊かな自然が多く残されているものの、大規模な開発や生活排水の流入等の人間活動によって自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。



▲ 「みどりの豊かさ」に関する
市民の満足度

◆ 市民の満足度

平成23年6月に実施した市民アンケートの結果によれば、「みどりの豊かさ」という観点での満足度(“満足”または“やや満足”と答えた市民の割合)は45%、“不満”もしくは“やや不満”と答えた市民の割合は15%でした。

施策の内容

● 里地里山を保全します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 里地里山がもつ多面的機能について理解を深めます ▶ 森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します ▶ 保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます ▶ 農地の保全・活用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 里地里山の多面的機能などについて啓発活動に努めます ▶ 樹木の枝打ち・間伐作業など、森林を守るためのボランティアや農業体験活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 休耕田などの遊休農地や管理放棄された山林などの増加を防ぎ、土地の有効活用に努めます ▶ 地域の森林を守るためのボランティア活動を支援します
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます ▶ パンフレットの作成など、里地里山について啓発を進めます 		

● 地域の緑化を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 敷地内の緑化に努めます ▶ 地域の緑化活動に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の緑化活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 敷地内の緑化に努めます ▶ 沿道や地域の緑化活動に参加・協力します
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公園など、公共スペースの緑化に努めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます ▶ 保存樹・保存林を指定し、良好な緑地を保全します ▶ 開発行為における緑地の確保や整備について指導・啓発を進めます 		

● 緑とのふれあいを大切にします

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 森林資源の活用に努めます ▶ 緑地の体験活動への参加・協力に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緑地の体験活動への協力に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緑地の体験活動への協力に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 里地里山など、緑地を活用した自然観察会などの体験活動を進めます ▶ 水と緑の環境フェアなど、緑地環境の保全について啓発を進めます 		



2. 水辺の保全

施策展開の方向性

目標 うるおい豊かな水辺があるまちをめざします

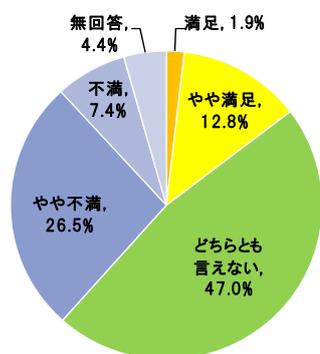
有明海では、川から運ばれた栄養豊富な土砂が海の干満によって激しくかき混ぜられ、干潮時に堆積、満潮時に侵食されることを繰り返しながら、沿岸域の広大な干潟が成長してきました。そして、そこには、他地域では見られない多様で貴重な生物がたくさん生息し、豊かな自然環境を創り出してきました。



水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、動植物などの生態系にも重要な役割を果たしています。この豊かな恵みを後世へと受け継ぐために、川や海など水辺を生かした地域づくりをすすめ、うるおい豊かな水辺があるまちをめざします。

◆ 環境の現況

本市の臨海部には広大な干潟が見られるほか、有明海の上には、初島、三池島の人工島があり、丘陵地からは大牟田川をはじめとする河川が市街地をとり、有明海に注いでいます。



▲ 「水辺の親しみやすさ」に関する市民の満足度

◆ 市民の満足度

平成23年6月に実施した市民アンケートの結果によれば、「水辺の親しみやすさ」という観点での満足度（「満足」または「やや満足」と答えた市民の割合）は15%と低く、「不満」もしくは「やや不満」と答えた市民の割合は34%でした。

施策の内容

● 良好な水辺環境を保全します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水と親しむ空間づくりに参加・協力します ▶ 水辺の美化活動に協力します ▶ 河川や干潟など水辺の生態系について理解を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水辺環境の保全について啓発活動に努めます ▶ 水と親しむ空間づくりに参加・協力します ▶ 水辺の美化活動に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水と親しむ空間づくりに参加・協力します ▶ 水辺の美化活動に協力します ▶ 地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 親水護岸など、環境に配慮した河川、水路等の整備を進めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます ▶ 人工島や干潟・塩生湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます 		

● 水辺とのふれあいを大切にします

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水辺の体験活動への参加・協力に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水辺の体験活動への協力に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川・海岸ボランティアや環境学習など、水辺とのふれ合いの場づくりを支援します ▶ 水辺の体験活動への協力に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川敷や塩生湿地など、水辺の自然観察会などの体験活動を進めます ▶ 周辺自治体等と連携して、水辺の環境保全について啓発を進めます 		



『全国水生生物調査』とは？

全国水生生物調査は、身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を図ることを目的に、昭和 59 年度から環境省及び国土交通省が実施しているものです。全国約 8 万人が参加し、大牟田市でも堂面川、隈川、白銀川などで行われています。



3. 生態系の保全

施策展開の方向性

目標 人と自然が共生するまちをめざします

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、大規模な開発や生活排水の流入等による自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。また、近年では、外国や国内の他地域から持ち込まれる外来種や移入種の影響、さらには地球温暖化の影響などが顕在化してきています。



近隣市町や県などと広域的に連携しながら、自然環境の現状を把握し、貴重な動植物を守る取組を進めることで人と自然が共生するまちをめざします。



■ 絶滅の恐れのある種

本市では、自然環境の保全を重要な課題の一つと位置づけ、自然環境の保全等に関する調査研究機関として「大牟田市自然環境調査研究会」を設置しています。平成13年6月にまとめられた「大牟田市自然環境調査報告書」によると、本市では約2,300種にも上る動植物が確認されています。

～大牟田市に生息し絶滅の恐れのある種～



▲和名；ニッポンパラタナゴ
(コイ目コイ科)
絶滅危惧ⅠA類



▲和名；センバイアワモチ
(イソアワモチ目イソアワモチ科)
絶滅危惧Ⅰ類



▲和名；オニバス
(スイレン目スイレン科)
絶滅危惧Ⅱ類



▲和名；ベニアジサシ
(チドリ目カモメ科)
絶滅危惧Ⅱ類



▲和名；カスミサンショウウオ
(サンショウウオ目サンショウウオ科)
絶滅危惧Ⅱ類



▲和名；シオマネキ
(エビ目スナガニ科)
絶滅危惧Ⅱ類

施策の内容

● 動植物の生息・生育状況の把握を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物や自然環境のモニタリング活動に参加・協力します ▶ 地域に生育・生息する動植物への関心を高め、自然環境の保全に配慮します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物や自然環境のモニタリング活動に努めます ▶ 地域に生育・生息する動植物への関心を高め、保護意識を高める啓発活動の推進に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物や自然環境のモニタリング活動に参加・協力します ▶ 開発や土地利用に関して、自然環境の保全に配慮します
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域に生育・生息する動植物の把握を進めます ▶ パンフレットの作成など、地域の動植物について啓発を進めます 		

● 貴重な動植物の生息・生育環境を保全します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物の生息・生育環境の保全に努めます ▶ 自然林の再生・回復活動への参加・協力を努めます ▶ 自然環境を守る美化活動への参加・協力を努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物の生息・生育環境の保全に努めます ▶ 自然林の再生・回復活動への参加・協力を努めます ▶ 自然環境を守る美化活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物の生息・生育環境の保全に努めます ▶ 自然林の再生・回復活動への参加・協力を努めます ▶ 自然環境を守る美化活動への参加・協力を努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 開発行為における環境配慮について指導・啓発を進めます ▶ 自然生態園など、ビオトープの適正管理を進めます ▶ 人工島や干潟・塩生湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます 		

● 生物多様性を保全します

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物について理解に努めます ▶ 外来生物やペットを適正に管理します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物について啓発活動に努めます ▶ 地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査活動への参加・協力を努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査活動への参加・協力を努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生物多様性について啓発を進めます ▶ 地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物について情報収集と提供を進めます ▶ 県や近隣市町と連携し、侵略的外来生物対策を進めます 		

5 みんなで創る環境都市の実現

1. 景観の保全

施策展開の方向性

目標 魅力ある景観のまちをめざします

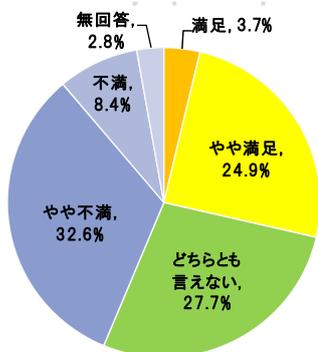
「景観」は、見る人の目と心にうつる「まちの個性」であり、目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じることができるすべてが深く関連し合い、成り立っているものです。



人と自然の営みと歴史に培われた市民共有の財産である景観を活かしたまちづくりを進めることが重要です。また、美化活動の推進により、魅力ある景観のまちをめざします。

◆ 環境の現況

本市の土地利用は、住宅地や商業地等の都市的土地利用と山林や田園等の自然的土地利用の割合がそれぞれ半分となっています。都市的土地利用の宅地のうち約6割が住宅地、約3割が工業地、1割弱が商業地となっています。しかし近年は、住宅地や商業地など土地の低・未利用地が増えており、活力あるまちづくりを推進するため、それらの活用が求められています。



▲ 「まちの清潔さ」に関する市民の満足度

◆ 市民の満足度

平成23年6月に実施した市民アンケートの結果によれば、「まちの清潔さ」という観点での満足度（「満足」または「やや満足」と答えた市民の割合）は29%、「不満」もしくは「やや不満」と答えた市民の割合は40%でした。

施策の内容

● 景観を活かしたまち並みづくりを進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家などの適正管理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き地や空き家、空き店舗の活用に努めます ▶ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き地や空き家、空き店舗の適正管理に努めます ▶ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「大牟田市景観計画(仮称)」を策定し、良好な景観の保全と形成を進めます ▶ 空き地や空き家・空き店舗などの適正管理について普及啓発を進めます ▶ 電線類の地中化や公共施設における花壇の手入れなど、まちの景観向上を進めます ▶ 放置自転車・違法駐車対策等の普及啓発を進めます ▶ 光害対策の普及啓発を進めます 		

● まちの美化活動を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 美化活動に参加・協力します ▶ ポイ捨てや落書きなどをせず、まちの美化に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 美化活動に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域貢献活動の一環として、まちの美化活動に努めます ▶ 法令等を遵守して、廃棄物を適正に処理します ▶ 所有施設や所有地の適正管理に努めます
市は… <ul style="list-style-type: none"> ▶ ポイ捨てや違法広告物を防止するなど、美化活動の普及啓発を進めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、まちの美化を進めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます 		



『大牟田市景観計画(仮称)』とは？

大牟田市には有明海や三池山などの自然景観をはじめとして、三池港の工場群や宮原坑等の工場・炭鉱景観、社寺や古墳等の歴史景観など、多様な景観資源があります。

本市では、景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定によって、このような景観資源を活かしながら良好な景観を形成し、大牟田らしさを守り、郷土への誇りと愛着を育てていく取組を進めていきます。



2. 歴史・文化遺産の保護

施策展開の方向性

目標 先人が積み重ねてきた歴史・文化の薫るまちをめざします

歴史・文化遺産は、時代を超えて受け継がれてきた市民の精神的なよりどころであり、快適な生活空間の構成や観光レクリエーション機能としての重要な要素です。

そこで、文化財の保存、活用をすすめるとともに、地域に根差した文化を守り、育てることで、先人が積み重ねてきた歴史・文化の薫るまちをめざします。



大牟田市の近代化遺産

本市における石炭発見の歴史は古く、室町時代の末期の文明元（1469）年、大浦町稻荷山（とうかやま）で、伝治左衛門という農夫が焚き火の中で燃える石を発見したと伝えられています。享保6（1721）年には柳川藩家老、小野春信が平野山（ひらのやま）を開坑、嘉永6（1853）年には三池藩が生山（いもうやま）を開坑し石炭の採掘を始めました。

明治6（1873）年、官営化された三池炭鉱は、長崎の高島炭鉱に続き、西洋の技術を導入し、近代化を進めました。明治22（1889）年、三井に払い下げられ、勝立坑、宮原坑、万田坑などが次々と開坑しました。

またこれに併せて、石炭運搬効率化のため、各坑口と港を結ぶ、三池炭鉱専用鉄道が敷設されました。市内各地には今も各坑口と三池港を結んだ鉄道の路床を見ることができます。

かつて日本一の出炭量を誇った炭鉱の街・大牟田は、明治、大正、そして昭和と、日本の近代化を支えてきました。時代の情熱を伝える当時の建造物は、日本の近代化の象徴として、今も夢を語り続けています。



▲早鐘眼鏡橋

国指定重要文化財。日本最古の石造アーチ型水路橋。延宝2（1674）年築造。



▲宮原坑跡

国指定重要文化財・国指定史跡。現存する国内最古の鋼鉄製の櫓（やぐら）が残る。



▲旧三川電鉄変電所

（現㈱サンデン本社屋）

国登録有形文化財。三池炭鉱専用鉄道の変電所として活躍。明治42（1909）年以前に建造された切妻平屋煉瓦造の優雅な建物。

施策の内容

● 歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深めます	▶ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深める啓発活動に努めます ▶ 地域の伝統や文化を守る担い手育成に努めます	▶ 地域の伝統や文化を守る担い手育成に協力します
市は…		
▶ 歴史・文化的価値の高い地域資源について、啓発を進めます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、文化財の保護・保全を進めます ▶ 地域の伝統芸能や伝統行事の継承と保全を進めます		



大牟田市の祭り

市の無形民俗文化財に指定される三池地区の祇園社祭礼行事は、7月中旬から下旬にかけて行われる神前行事、地域御幣奉納、町内巡行、目玉争奪戦という一連の祭礼行事の総称です。特に町内巡行は、通称「大蛇山」とよばれる山車を引いて廻ります。同地区の大蛇山には当時三池藩であった大字新町にある弥劔神社の三池藩大蛇山と、当時柳川藩であった大字三池にある祇園宮の三池本町大蛇山があります。いずれも大蛇を模した飾り付けをした曳山が、花火や発煙筒を焚き、楽を奏でながら町内を巡行するもので、病気や穢れを祓う夏祭りである祇園祭の要素を今に伝える行事です。

北部九州には筑前国に多い人形山や豊前国に多い屋形山など、多くの山車が分布していますが、大蛇山は筑後国、特に柳川藩・三池藩を中心に分布しています。屋形山の系譜ながら大蛇という人形山風の飾り付けがされた山車は、この地域特有のものです。

記録によると、三池地区の祇園祭は寛永17(1640)年頃にはすでに始まっていたと考えられています。

本市の現在の大蛇山の大きな特徴として、六山と呼ばれる代表的な六つの山を中心に、さらにはさまざまな地域に無数の大蛇山(通称「地域山」)が生み出され続けているという点があります。大蛇山は現在でも都市の中で生きて成長し続けている祭りなのです。



▲三池の大蛇山

市指定無形民俗文化財。三池地区祇園社祭礼行事。大字新町の三池藩大蛇山と大字三池の三池本町大蛇山がある。



▲ぜんでことひゅうたんまわし (銭太鼓と瓢箪廻し)

市指定無形民俗文化財。岡天満宮祭礼行事。9月25日の小祭に行われる。起源は不明ながら生活共同体としての農耕民の氏神を中心とした祈りと感謝の中から生まれた風習と考えられる。



▲水かぶり(白かぶり)

大字三池の彌劔神社で、水を入れた臼をかぶる神事で明治初期の三池地方の大火の後に火災よけ祈願行事として始まった。成人の日に合わせて行われる。

3. 環境保全活動の輪づくり

施策展開の方向性

目標 環境パートナーシップの輪が広がるまちをめざします

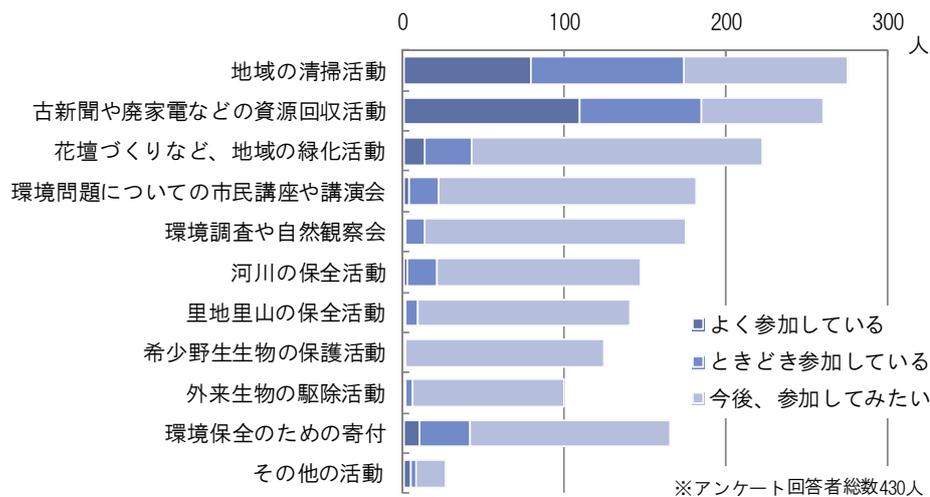
安全で安心な社会や低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築という基本方針を実現するためには、経済社会システムや一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷の少ないものへと変革していくことが必要であり、その推進のためには、市が市民をはじめとする多様な主体との効果的なパートナーシップを構築することが不可欠です。



地域における環境施策を効果的に推進するために、環境パートナーシップの輪が広がるまちをめざします。

◆ 市民の環境保全活動実施状況

平成23年6月に実施した市民アンケートの結果によれば、清掃活動や資源回収活動へ参加・協力している人は比較的多いものの、他活動への参加者は全体の1割にも達していませんでした。ただし、いずれの活動についても今後の活動への参加意欲は高い結果となりました。



▲ 「環境保全活動」に対する市民の参加の現状

施策の内容

● 地域の環境について学びを進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 地域の環境に関心を持ちます	▶ 地域の環境や環境配慮活動について情報を収集し、広く提供していきます	▶ 地域の環境や市民活動に関心を持ち、活動を支援します
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校教育や社会教育において、環境学習を進めます ▶ 地域の環境や環境保全活動について情報を収集し、広く提供していきます ▶ 市民・市民団体・事業者と協働して、大牟田の環境について学び、ふれあう機会を創出します 		

● 地域の環境の担い手づくりを進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭や地域で環境教育に取り組みます ▶ 地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域で環境教育に取り組みます ▶ 地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の環境教育に参加・協力します ▶ 事業所内での環境教育に取り組みます ▶ 地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育機関等と連携し環境保全の中心となる人材の育成を進めます ▶ 機器や環境教育資材の貸出など、市民等の環境学習を支援します 		

● 地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

市民は…	市民団体は…	事業者は…
▶ 地域の環境に関心を持ち、環境保全活動に参加・協力します	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者や教育機関、研究機関、行政など、多様な主体と協働できる体制づくりに努めます ▶ 事業者や教育機関、研究機関、行政など、多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民団体や教育機関、研究機関、行政など、多様な主体と協働できる体制づくりに努めます ▶ 市民団体や教育機関、研究機関、行政など、多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
市は…		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民・環境活動団体・事業者・行政等が協働できる仕組みづくり(環境ネットワークの形成)を進めます ▶ 環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます ▶ 事業者と環境保全協定の締結を進めます ▶ 環境活動団体の結成や環境保全活動を支援します ▶ 友好・姉妹都市と連携して、環境改善事業を進めます 		



近年の大牟田市環境年表

年 代	主なできごと
平成 14 年 4 月	大牟田市環境基本計画施行 大牟田市地球温暖化対策実行計画（エコオフィスおおむた 21）施行
6 月	大牟田市エコサックセンターオープン  ▲ 大牟田市エコサックセンター
12 月	大牟田リサイクル発電所稼動 大牟田・荒尾 RDF センター稼動   ▲大牟田リサイクル発電所 ▲大牟田・荒尾RDFセンター
平成 15 年 4 月	大牟田市リサイクルプラザ稼動 大牟田市東部環境センター稼動   ▲大牟田市リサイクルプラザ ▲大牟田市東部環境センター
9 月	九州電力(株)港発電所発電停止（H16.4 施設廃止）
平成 16 年 3 月	有明沿岸サミット運営協議会環境部会解散（H14.1～）
7 月	大牟田市・大同市友好都市環境技術交流事業開始
平成 17 年 3 月	大牟田市全域、生活排水対策重点地域指定
9 月	大牟田市アスベスト対策会議設置
平成 18 年 2 月	ごみ有料指定袋・指定シール制度導入 大牟田市ごみ処理基本計画改定  ▲大牟田市家庭用指定ごみ袋
3 月	大牟田市生活排水対策推進計画策定
平成 20 年 6 月	剪定枝チップ機貸出し事業開始
7 月	生ごみ堆肥化器材等購入補助金交付事業開始
12 月	飲食店向リーフレット 「川エコのススメ」作成  ▲川エコのススメ（飲食店編）
平成 22 年 2 月	大牟田市地域省エネルギービジョン策定
3 月	事業所排水対策アンケート調査開始
平成 23 年 3 月	大牟田市生活排水処理基本計画改定
平成 24 年 3 月	大牟田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定 大牟田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（エコオフィスお おむた 21）改定 大牟田市第 2 次環境基本計画策定

第5章

計画の推進に向けて

この章では、計画をより効率的かつ効果的に推進するための方法について示しています。



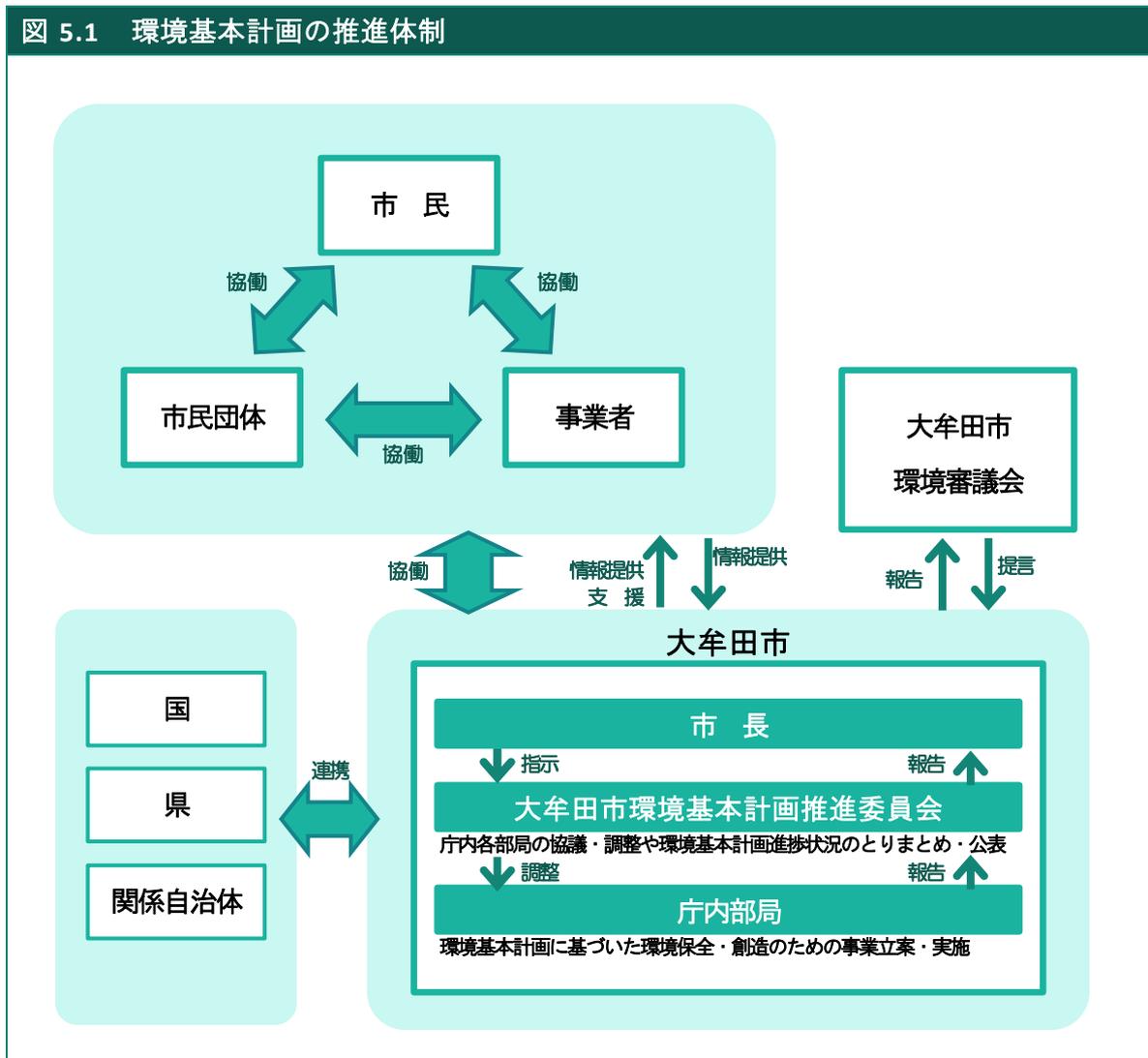
1 計画を進めるために…

1. 計画の推進体制

大牟田市第2次環境基本計画の実効性を高め、効率的に推進していくためには、市民、市民団体、事業者、市及びその他行政機関が情報を共有し、密接に連携していくことが重要です。

また、大牟田市環境基本計画推進委員会において、大牟田市第2次環境基本計画に係る事業及び施策の総合的な推進を図ります。

図 5.1 環境基本計画の推進体制



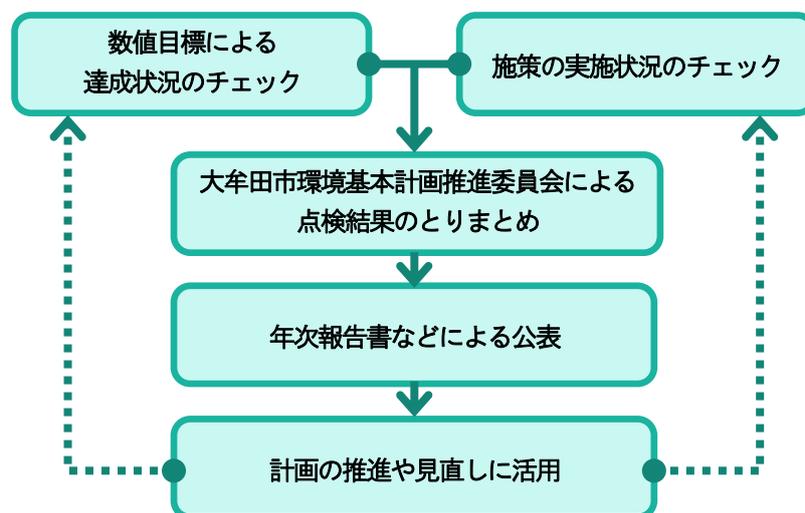
2. 計画の進行管理

大牟田市第2次環境基本計画では、大牟田市環境基本計画推進委員会において、毎年度、数値目標の達成状況と施策の実施状況を点検し、公表します。

また、この点検結果をもとに計画を推進するとともに、必要に応じて、計画の見直しを行います。



図 5.2 進行管理の概念図



● 数値目標の達成度のチェック

計画の進行状況や本市の環境の状態を把握するための目安として、分野ごとに、具体的な数値目標を「みちしるべ」として設定し、毎年度、その達成状況をチェックします。

● 施策の実施状況のチェック

庁内各部局は、毎年度、計画に係る事業及び施策の実施状況をチェックし、大牟田市環境基本計画推進委員会に報告します。同委員会は、実施状況を点検し、今後の施策の推進について検討します。

● 年次報告書などによる公表

数値目標の達成状況や施策の実施状況の点検結果は、年次報告書によって公表するとともに、市の広報紙やホームページなどを活用して、広報を図ります。